

おお くま



大熊町役場お問い合わせ先

会津若松出張所

会津若松市追手町 2-41

☎ 0120-26-3844 (フリーダイヤル)

いわき出張所

いわき市好間工業団地 1-43

☎ 0120-26-5671 (フリーダイヤル)

中通り連絡事務所

郡山市希望ヶ丘 11-10

☎ 0120-24-1013 (フリーダイヤル)

大川原連絡事務所

大熊町大川原字南平 1138-2

☎ 0120-23-1095 (フリーダイヤル)

現地連絡事務所

大熊町大川原字手の倉 125

☎ 0240-32-2318

お知らせ版

2018年2月15日

発行：大熊町役場会津若松出張所 総務課 秘書広聴係

お引越
される方へ

役場にも
教えてね!



問 大熊町役場
会津若松出張所
住民課避難者名簿係

▶ 仮設、借上げ住宅を
退去する方は…

問 大熊町役場
会津若松出張所
生活支援課
または
大熊町役場
いわき出張所
生活支援係

マイナンバーカード

再申請する際は—

マイナンバーカードの交付をいったん取り消した後に改めて交付申請をする場合は、住所・氏名に変更がなくても、新しい交付申請書が必要です。パソコン、スマートフォン、まちなかの証明用写真機などからマイナンバーカードの申請を行った場合、交付取り消し後も手元に「個人番号カード交付申請書」が残りますが、再利用はできません（交付申請書に記載の申請書IDが使用済み無効となっています）。新しい交付申請書は、マイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp/>）から手書き用の交付申請書をダウンロードして印刷するか、大熊町役場会津若松出張所住民課に請求してください。

「個人番号カード交付申請書受付センター」宛の送付用封筒を必要とする場合は、マイナンバーカード総合サイトから封筒作成の材料をダウンロードできますので、ご利用ください。
マイナンバーカードの交付を受けるには、申請時または受け取り時のどちらかに、申請者本人が役場窓口に来庁して本人確認をする必要があります。郵送、またはパソコン、スマートフォン、まちなかの証明用写真機などから申請された場合、受け取り時は申請者本人に大熊町役場の窓口に来庁していただきますので、ご注意ください。
問 大熊町役場会津若松出張所
住民課

飼い犬の登録変更をお願いします

問 大熊町役場いわき出張所 環境対策課 生活環境係

飼い犬の登録は、居住している市区町村に届け出ることが法律により定められています。全町避難が続く大熊町では、避難先の市区町村に登録するよう、福島県から指示を受けていますので、飼い主の住所が大熊町にあるかにかかわらず、現在居住している市区町村に登録してください。

「大熊町に登録しておきたい」「手続きがわからない」など、それぞれ事情はあるかと思いますが、飼い主の責任として、愛犬のため、居住

先の市区町村へ変更を届けてください。

登録せずに誤って飼い犬が逃げってしまった場合、次のような恐れがあります。

- ・居住する市区町村で検索してもらえない（首輪に大熊町の鑑札が付いていれば、町に連絡がありますが、その後で必ず畜犬登録の変更手続きをしていただきます）
- ・飼い主が判明しない状況が続けば、最終的に殺処分される可能性がある

ママだってやってみたい
内 ストレス解消の体操教室
時 2月27日（火）
 午前10時～
場 大熊町役場会津若松出張所
 1階東側会議室
費 無料
持 飲み物（動きやすい服装
 で来てください）
期 2月23日（金）まで
☎ 090（6259）7933
 （阿部）

タカタ製エアバッグのリコール未改修車

5月から車検通りません

今年5月から、タカタ製エアバッグのリコール未改修車は、自動車検査証の更新ができなくなります。早急にリコール作業を受けるようお願いいたします。

問 国土交通省タカタ専用ダイヤル

☎ 03-5539-0452

エアバッグリコール特設ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_000.html

■対象車種

タカタ製エアバッグを搭載した

いすゞ	コモ
SUBARU	インプレッサ、レガシ
ダイハツ	ミラ、ハイゼットなど4車種
トヨタ	ヴォクシー、カローラなど24車種
日産	エクストレイル、フーガなど14車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ（318i、320iなど）11種
ホンダ	フィット、アコードなど31車種
マツダ	RX-8、アテンザなど5車種
三菱	ランサー、アイなど4車種

作って、食べて、しゃべろう会
 春の足音が聞こえてきました。ひな祭りももうすぐです。今回は春のおいしい料理の実習です。わいわい楽しく作って食べて、おしゃべりをしましょう。
時 3月2日（金）
 午前9時30分～正午
場 大熊町役場会津若松出張所
 調理実習室

対 町民ならどなたでも
定 先着15人
費 300円
持 エプロン、三角巾
期 2月26日（月）まで電話で。
問 大熊町役場会津若松出張所
 福祉課健康介護係

町 区

161

平成30年度定時総会と懇親会(町区の集い)を開催します。出欠は郵送したはがきでご連絡ください。欠席の方は委任状欄に氏名と必要事項をご記入ください。送迎をご希望の方は、電車の時刻をご記入ください。

なお、住所を変更する予定のある方は、時期を含めてはがきにご記載ください。今後の連絡用のため、ご理解いただければと思います。

時 4月7日(土)～8日(日)

・午後3時～総会
・午後6時～町区の集い
※日帰り可。

場 磐梯熱海温泉 四季彩一力
(郡山市熱海町熱海四丁目)

中間貯蔵施設に係る 弁護士無料相談会

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開きます。権利関係等の疑問について、無料で相談できます。

【郡山市】

時 3月14日(水)
午後2時～5時

場 大熊町役場中通り連絡事務所

【会津若松市】

時 3月19日(月)
午後2時～5時

場 大熊町役場会津若松出張所

【いわき市】

時 3月23日(金)
午後2時～5時

場 大熊町役場いわき出張所

■相談できること

中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相続等について
※法律相談であり、補償価格に関する相談はできません

■対象

大熊町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産(土地、建物)を所有されている方

■相談料

無料

■相談時間

1回につき50分以内(各会場3組までの事前予約制)

■申し込み方法

事前予約の先着順ですので、ご連絡をお願いします

■申し込み期限

開催日の1週間前まで

問 大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

※JR磐梯熱海駅とホテル間の送迎があります(要事前連絡)

費 2000円

※交通費の支給がありません

期 3月3日(土)まで

問 区長・佐々木祥一

☎ 090(4885)3454

副区長・畑川恵成

☎ 080(6005)9353

大熊町いわき会

内 総会&昼食会

時 3月23日(金)
午前10時30分～

※調理にご協力いただける方は9時集合

場 いわき市泉公民館(いわき市泉町四丁目13の11)

費 無料

問 澤内俊昭

☎ 090(7060)9464

伊藤憲顕

☎ 090(9746)6419

おおくまいわき友の会

内 温泉で総会(総会、昼食、ゲーム、日帰り入浴等)

時 3月20日(火)
午前10時30分～

※送迎バスをご利用の方は午前10時に中央台公民館集合

場 ホテル塩屋崎(いわき市平豊間字兎渡路164)

費 1000円

対 町民ならどなたでも

期 3月8日(木)まで

☎ 090(3643)2967

(池田)

☎ 090(3645)2765

(伊東)

ふるさとおおくま会

内 おいしい昼食会&総会

時 3月24日(土)
午前10時30分～

場 いわき市草野公民館

(いわき市平泉崎向原28)

費 無料

対 町民ならどなたでも

期 3月20日(火)まで

問 石橋英雄

☎ 090(2270)8138

愛場誠

☎ 090(9531)4591

富田睦子

☎ 090(3531)9776

茨城おおくま友の会

内 そば打ち&ピザづくり&総会!

時 3月24日(土) 午前10時～

場 たかはら自然塾
(茨城県日立市十王町高原396の1)

費 500円

期 3月17日(土)まで

問 玉澤優子

☎ 090(3754)7849

寺阪玲子

☎ 090(4319)3348

【下野上3区】

広報おおくま2月1日号に掲載した下野上3区総会・絆維持交流会総会は、3月3日(土)～4日(日)の泊二日で開催します。なお、午後2時30分集合とします。

問 区長・片倉壮次

☎ 090(9633)9238

伊東光子

☎ 090(3645)2765

国保制度が 新年度から 変わります

☎大熊町役場会津若松出張所
住民課 国保年金係

国民健康保険制度が4月から変更となります。都道府県が市町村とともに保険者となり、国民健康保険制度を担います。

■国保制度改革とは

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」の成立（平成27年5月27日）により、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなりました。

■変更後の都道府県と市町村の役割

- 都道府県は、医療給付費等の必要な費用の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、各市町村に通知します。その際、国保料の標準的な算定方法に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表します
- 市町村は、都道府県が示す標準保険料率を参考に、平成30年度からの国保税の算定方式等を定めます。そして、納付金を納めるために必要な費用を、国保税として被保険者から納付していただくこととなります

■どのように変わるのか？

- 保険証の名称が「福島県国民健康保険被保険者証」に変わり、様式が統一されます
- 国保加入者の資格管理が県単位になります
- 福島県内の市町村間で転居する場合、引き続き国保に加入している場合は、高額療養費の多数回該当が引き継がれ、医療費の自己負担額が軽減される場合があります

医療費免除証明書 しばらくお待ちを

大熊町国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方の医療費一部負担金の免除証明書の有効期限は、平成30年2月28日までです。3月以降の医療費については、国が免除期間の延長を決定してから新しい免除証明書を発行する流れとなります。このため皆さんに新しい免除証明書を発送するのは、2月下旬

ごろとなる見込みです。

社会保険等の医療保険にご加入の方で、引き続き窓口負担が免除される方の延長については、現在加入している医療保険の保険者へ直接お問い合わせください。

※医療機関で一部負担金の免除を受けるには、一部負担金免除証明書が必要です。被災証明書では免除されませんのでご注意ください
☎大熊町役場会津若松出張所
住民課 国保年金係

大熊町国民健康保険 以外の健康保険に 加入した方へ

職場の健康保険等に加入したときは国民健康保険・年金の脱退手続きが必要です。社会保険等の保険証もしくは資格取得証明書ができません。速やかに国民健康保険脱退の手続きを済ませてください。社会保険等の資格があるにもかかわらず、勤務先での「保険証」の交付が遅れた

ために、「国民健康保険証」で受診してしまった場合や、遡って国民健康保険の資格を喪失した場合などは、町が病院等へ支払った医療給付費分を返還していただく場合があります（大熊町に返還した分は、申請すれば新たに加入した健康保険から返還されますが、保険分を一時的に支払う必要や、申請の手続きをしなければならぬなど、経済的・時間的負担が生じます。なお、一部負担金の返還については

加入先の健康保険によって異なります。他の健康保険に加入した際は、速やかに脱退の手続きをし、大熊町の国民健康保険証、一部負担金免除証明書は使わないようにしてください。また、脱退の届出をしたあと、必ず受診している医療機関・薬局に新しい保険証を提示してください（医療費の誤請求を防ぐため必要です）。

☎大熊町役場会津若松出張所
住民課 国保年金係